

# 商品概要説明書

## J A 飼料用米対応資金

(令和2年4月1日現在)

商品名	J A 飼料用米対応資金
ご利用いただける方	<p>【個人・法人等】(以下の条件をすべて満たす方とします。)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 当 J A の組合員(正組合員、准組合員)の方。</li><li>○ 農業を営まれている方または農業に従事されている方。</li><li>○ 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ千葉県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。</li><li>○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li></ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 飼料用米、W C S 用稲に関する生産年の水田活用の直接支払交付金交付までのつなぎ資金。</li></ul>
借入金額	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 飼料用米、W C S 用稲に関する水田活用の直接支払交付金に関して支払われる交付金相当額のうち J A 口座にご入金される金額の範囲内とします。</li></ul>
借入期間	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 原則として、生産年の交付金交付期限である生産年翌年の3月末までとします。</li></ul>
借入利率	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 当 J A 所定の利率といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。</li></ul>
借入方式	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 当座借越、手形借入、証書借入とします。</li></ul>
返済方法	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 当座借越の場合は、指定された貯金口座にご入金された資金(水田活用の直接支払交付金)は、借越金残高がなくなるまで自動的に返済に充当します。</li></ul>
担保	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 原則として、担保は不要です。</li></ul>
保証	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 必要に応じて、千葉県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。</li><li>○ 法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。</li><li>○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。</li><li>○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。</li><li>○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。 <b>【法人の場合】</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 経営者(法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方)</li><li>・ 大株主(総株主の議決権の過半数を有している方など)</li></ul><b>【法人以外の場合】</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 共同経営者(お借入される方と共同して事業を行う方)</li><li>・ お借入れされる方の事業に実際に従事している配偶者の方</li></ul></li><li>○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。</li></ul>

	<p>なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成されたものに限りです。</p>
手数料	<p>○ お借入期間中において、極度額等を変更される場合は、5,500円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または金融部(電話：04-7140-2204)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター(電話：03-3581-0031)  第一東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3595-8588)  第二東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3581-2249)</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他	<p>○ お申込みに際しては、当JA、および必要に応じて千葉県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

JAちば東葛